

後付けの急発進等抑制装置 の設置費用を補助します！

申請受付期間

令和2年7月1日（水）

～

令和3年3月15日（月）

※予算の範囲内で実施
令和2年度限り

補助金額

障害物検知機能付き

上限 32,000円

障害物検知機能なし

上限 16,000円

※1人1基限り



対象者

一宮市内にお住まいの
令和3年3月31日現在で
満65歳以上

(昭和31年4月1日以前生まれ)

の方

問い合わせ先

一宮市総合政策部市民協働課

0586-28-8671

※詳しくは裏面をご確認ください

■対象者の要件

- ・市内に住所を有し、昭和31年4月1日以前に生まれた方で、有効な運転免許証をお持ちの方
- ・自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」に記載されている氏名と、運転免許証に記載されている氏名が同一の方
- ・自動車税及び市税の滞納がない方
- ・令和2年4月1日以降に安全運転支援装置を設置された方

※上記の要件は主なもので、全て満たす方が対象です

■対象となる自動車

- ・安全運転支援装置を設置することが可能なもの
- ・自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載された個人の用途に供するもの

■対象となる安全運転支援装置

- ・国土交通省の性能認定を受けた「後付けの急発進等抑制装置」で、一般社団法人次世代自動車振興センターが認定した「後付け装置取扱事業者」のうち、愛知県内の店舗等で設置したもの

補助金交付までの流れ

① 補助対象の要件に該当するか確認

② 愛知県内の認定事業者で補助対象となる装置を設置

※事業者に「安全運転支援装置販売・設置証明書」の発行を依頼してください

③ 市民協働課（本庁舎9階）へ必要書類を添えて補助金の申請（郵送可）

④ 書類審査後、市から交付決定通知を送付

⑤ 市へ請求書を提出 ※申請と同時に提出することもできます

⑥ 指定の口座に補助金が振り込まれます

※振り込みには1ヵ月ほどかかります

■申請受付・問い合わせ先

一宮市総合政策部市民協働課（本庁舎9階）

〒491-8501 一宮市本町2-5-6 電話：0586-28-8671

※申請書類は市民協働課にて配布、または市ウェブサイトからダウンロード可